

## 『自動車関係法令と解説（令和5年版）』正誤表

正	誤
■175 ページ左列上から10行目 国土交通省令…則第35条の6 別表第2	国土交通省令…則第35条の4 別表第2
■175 ページ左列上から12行目 検査の実施…則第35条の6 方法 別表第2	検査の実施…則第35条の4 方法 別表第2
■176 ページ左列下から5行目 検査の実施…則第35条の6 の方法 別表第2	検査の実施…則第35条の4 の方法 別表第2
■176 ページ左列上から2行目 検査の実施…則第35条の6 の方法 別表第2	検査の実施…則第35条の4 の方法 別表第2
■179 ページ右列上から18行目 第67条 自動車の使用者は、自動車検査証記録事項 について変更があつたときは、その事由が	第67条 自動車の使用者は、自動車検査証記載事項 について変更があつたときは、その事由が
■179 ページ右列上から23行目 住所又は自動車の使用の本拠の位置についての自動車 検査証記録事項の変更があつた場合に	住所又は自動車の使用の本拠の位置についての自動車 検査証記載事項の変更があつた場合に
■225 ページ左列下から4行目 第35条の4 自動車検査証の記録事項 第35条の5 自動車検査証の利用 第35条の6 検査の実施の方法 第36条 新規検査の申請	第35条の4 検査の実施方法 第36条 新規検査の申請
■296 ページ上から6行目・第1号様式の4 標識内3列目 (法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自 動車検査協会)	(法第七十四条の規定の適用があるときは、軽自動車 検査協会)
■296 ページ上から7行目・第1号様式の5 標識内3列目 (法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自 動車検査協会)	(法第七十四条の規定の適用があるときは、軽自動車 検査協会)